

和歌山県と同志社大学との就職支援に関する協定書

を求める場合は、この限りではない。

和歌山県（以下「甲」という。）と同志社大学（以下「乙」という。）とは、乙に在学する学生（以下「学生」という。）の和歌山県内への就職活動（以下「Uターン・Jターン・Iターン就職」という。）の支援及び県内企業の人材確保を支援するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力して、学生の和歌山県へのU・Iターン就職を促進することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、連携・協力して実施する。

- (1) 学生に対する県内の企業情報の提供及び各種イベント等の周知に関するここと。
- (2) 学生のU・Iターン就職に係る情報交換及び実績把握に関するここと。
- (3) 学内で行う合同企業説明会等、企業情報提供イベントの開催に関するここと。
- (4) 学生のインターンシップの受入支援に関するここと。
- (5) その他学生のU・Iターン就職促進に関するここと。

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、甲乙それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

（情報保護）

第4条 甲と乙は、この協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知りえた情報について、この協定の期間中及びこの協定の終了後も第三者に対し開示し、又は、漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合、又は法令により開示

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定の締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲乙いずれからも特段の意思表示がない場合、この協定は更に1年間同一内容で更新されるものとし、その後の期間満了に際しても同様とする。

（疑義の協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を所持する。

平成29年1月10日

甲 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県知事

乙 京都府京都市上京区今出川通烏丸東入
同志社大学学長

（二） 支 神 申
和歌山県
知事印

（三） 松 田 吉 伸
同志社大学
学長印